

発議第 8 号

議案第 92 号 平成 27 年度松阪市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定
についてに対する附帯決議について

議案第 92 号 平成 27 年度松阪市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定につ
いてに対する附帯決議を次のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 28 日 提出

松阪市議会議員	松	田	俊	助
	米	倉	芳	周
	深	田		龍
	濱	口	高	志
	久	松	倫	生

議案第 92 号 平成 27 年度松阪市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定
についてに対する附帯決議

この度、三重県消防操法大会に係る平成 27 年度の予算執行に疑義があるというこ
とで、平成 28 年 9 月 9 日の総務企画分科会において、様々な視点から審議を重ねた。
この経過で、事前に松阪市消防団事務局から嬉野方面団の銀行口座に振り込まれた訓
練手当が、職員によって不正に使い込まれたという事実がなかったということは、確
認できた。

しかし、一方で消防用ホース等の資機材を購入するにあたり、平成 27 年度中に補
正予算を組むなどの措置を施さず、平成 28 年度に入ってから、平成 27 年度の訓練手
当によって支払われたという、予算執行上の過失は認められた。また、市長もこの予
算執行が不適切であったと認めている。ただし、会計処理については、平成 28 年度中
に適正な精算ができることは確認できた。

改めて今回の問題を概括すれば、松阪市消防団事務局と消防団との間の意思疎通の
欠如にその根本的な原因があったことは明らかであり、組織的改善が図られるべきで
あるとの指摘は、予算を執行する立場の市として真摯に受け止められねばならない。

ついては、今後、不適切な予算執行が行われないよう、松阪市消防団事務
局はもとより、庁内全体の組織の見直しの徹底を図り、厳正な予算執行を行って
いくことを強く求める。

以上、決議する。